

## 適格年金共済事業細則

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合（以下「組合」という）は適格年金共済事業規約（以下「規約」という。）第81条（細則）にもとづきこの細則を定める。

(共済掛金の前納の方法)

第2条 組合は、共済契約者から共済掛金の前納の申し出があった場合には、次の各号に定める方法により、共済掛金を前受けして扱う。

- (1) 前納として扱われる共済掛金とは、規約第17条（共済掛金の払込みおよび期間）第1項にいう払込期日までに払い込まれた、次回以後の共済掛金のことをいう。
- (2) 前納回数は、前号にいう次回以後の共済掛金の回数が、6回以上でかつ6の倍数であるものとする。
- (3) 第2号の規定にかかわらず、前納された掛金の充当される期間内に、被共済者が満65歳となる誕生日が含まれる場合は、共済契約者は前納をおこなうことができない。

(各共済金請求の提出書類)

第3条 規約第21条（共済金の請求）に定める共済金を請求するときの提出書類は、次の各号に定めるものとし、共済金受取人は、共済事故が発生したことを知ったときから30日以内にこれらの書類を組合に提出しなければならない。

提出書類  共済金の種類	(1) 共済金請求書	(2) 共済金受取人の印鑑証明書	(3) 被共済者の戸籍謄本	(4) 死亡診断書または死体検案書	(5) 身上報告書	(6) その他の必要書類
基本年金	○				○*)	○
死亡見舞金	○	○	○	○		○

\*) 終身年金で保証期間経過後の場合

(生死不明の場合)

第4条 規約第26条（生死不明の場合の共済金の支払いおよび共済金の返還）にいう「被共済者が死亡したものと認めたとき」とは、つぎの各号の場合とする。

- (1) 被共済者が、失踪宣告を受けたとき。
- (2) 船舶または航空機の事故およびその他の危難（以下「危難」という。）に遭ったも

ののうち、被共済者の生死が、危難の去った後、つぎの期間を経過してもわからないとき。ただし、つぎのそれぞれの期間が経過する前であっても、この組合が、被共済者が死亡したものと認めたときは、死亡共済金を支払うことができる。

- ア 航空機の事故の場合 30日
- イ 船舶の事故の場合 3ヶ月
- ウ ア、イ以外の危難の場合 1年

2 前項の規定により、死亡共済金受取人が死亡見舞金を受け取った場合において、当該死亡共済金受取人は、組合に対して念書を提出することを要する。

(共済契約の解約)

第5条 共済契約者は、規約第31条(共済契約の解約)の規定により共済契約の解約を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名の上提出しなければならない。

(解約返戻金およびその他の返戻金請求の提出書類)

第6条 解約返戻金およびその他の返戻金を請求するときの提出書類は、つぎの各号に定めるとおりとする。

- (1) 解約返戻金請求書またはその他の返戻金請求書
- (2) その他の必要書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の書類の一部の省略を認め、または同項の書類以外の書類の提出を求めることができる。

(共済契約の増額および減額)

第7条 共済契約者は、規約第58条(共済金額の増額)または規約第59条(共済金額の減額)の規定により共済金額の増額または減額を行う場合は、この組合所定の書類に必要事項を記入、署名の上提出しなければならない。

(共済契約変更の方法)

第8条 共済契約者は、規約第44条(給付型の変更)から規約第47条(年金支払開始年齢の変更)までの規定により契約を変更する場合には、組合所定の書類に必要事項を記入、署名し、提出しなければならない。

(内規)

第9条 この細則に規定するもののほか、共済契約について必要な事項は、内規で定める。

付 則

- 1 この事業細則の改廃は、理事会の議を経て行なう。
- 2 この事業細則は、1986年7月4日より施行する。
- 3 この事業細則は、1989年6月1日より施行する。(第16条)
- 4 この改正細則は、1993年4月1日より施行する。(第16条、第18条)
- 5 この改正細則は、1994年4月1日より施行する。(改正第10条第3項)
- 6 この改正細則は、1996年4月1日より施行する。(改正第7条)
- 7 この改正細則は、2002年10月1日より施行する。

8 この細則は、2010年3月26日から施行し、2010年4月1日以後に発効する共済契約から適用する。